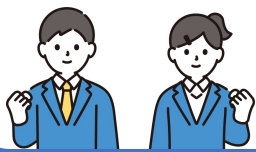


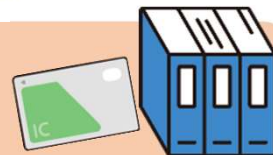
# ひとり親家庭等のお子さんの



# 就学・進学費用を補助します

塩尻市では、ひとり親家庭等の福祉の向上のため、お子さんの就学や進学に関する補助制度を設けています。補助を受けるには申請手続きが必要ですので、期限までにお手続きをお願いします。

## 高校等の教材・通学定期の購入補助



### ✓ 対象者

申請時点において①～④のすべてに当てはまるひとり親家庭等

- ① 市内に在住している
- ② 高校等(※)に在学する児童を現に扶養している  
※高等学校、中等教育学校の後期課程（いずれも専攻・別科を除く。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校（3学年まで）
- ③ 児童扶養手当を受給できる所得水準(※)である  
※児童扶養手当の全部支給・一部支給を受けている方または同等の所得水準の方が対象。  
※「公的年金を受給している」「同居親族の所得が高い」などの事由により児童扶養手当の支給を受けられない場合であっても、本人の所得が基準を満たしていれば対象になります。
- ④ 生活保護の生業扶助を受けていない

※令和8年度から、要件を「児童扶養手当の全部支給」から「児童扶養手当を受給できる所得水準」に見直しました。これにより、**一部支給の方も対象になります。**

### ✓ 補助金額

- ① 学校が指定する教材の購入費（1人1学年**15,000円**まで）  
※購入が任意である教材は対象外です。
- ② 通学定期の購入費の1/2の額（1人1学年**20,000円**まで）  
※在学していない期間（卒業・退学など）の費用は対象外です。（日割りで計算します。）

### ✓ 申請方法

次の書類をご用意のうえ、こども未来課までお越しください。

- 教材費または定期券の費用を支払ったことが分かる書類（支払日、学校名、お子さんの氏名、金額などが記載された領収証など）
- 購入した教材の一覧が分かる書類または通学定期券の写し
- 学生証または在学証明書の写し
- 振込先の口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）

【電子申請】でも申請できます。  
※あらかじめ、上記の書類の画像データをご用意ください。



### ✓ 申請期限

教材または通学定期券を使用する学年の年度末（3月31日）

# 大学等の受験・模試の受験料補助



## ✓ 対象者

申請時点において①～③のすべてに当てはまる方

- ①市内に在住している
- ②受験する児童（20歳未満）を現に扶養している
- ③アまたはイのどちらかに当てはまる

ア 児童扶養手当を受給できる所得水準<sup>(※)</sup>であるひとり親家庭等  
イ 世帯員全員の市町村民税が非課税である世帯（ふたり親世帯を含む。）

※児童扶養手当の全部支給・一部支給を受けている方または同等の所得水準の方が対象。  
※「公的年金を受給している」「同居親族の所得が高い」などの事由により児童扶養手当の支給を受けられない場合であっても、本人の所得が基準を満たしていれば対象になります。

## ✓ 補助金額

- ①大学等の受験料 1人年額 **53,000円**まで
- ②大学受験の模試の受験料（高3以上に限る） 1人年額 **8,000円**まで
- ③高校受験の模試の受験料（中3に限る） 1人年額 **6,000円**まで

※「大学等」とは、大学、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校の4年次を指します。  
※大学入学共通テストの受験料も対象です。手数料などは対象になりません。

## ✓ 申請方法

次の書類をご用意のうえ、こども未来課までお越しください。

- 受験料を支払ったことが分かる書類（支払日、受験校名、お子さんの氏名、金額などが記載された領収証など）
- 受験料の金額が分かるパンフレット・受験要項など
- 対象者の③イに該当する場合は、世帯全員の市町村民税が非課税であることが分かる所得課税証明書（課税基準日に市内に在住している場合は不要）
- 振込先の口座が分かるもの（通帳、キャッシュカードなど）

**【電子申請】**でも申請できます。

※あらかじめ、上記の書類の画像データをご用意ください。



## ✓ 申請期限

受験料を支払った日が属する年度の年度末（3月31日）

# 高卒認定試験の合格を目指す講座の受講料補助



## ✓ 対象者

市内に在住し、20歳未満の子を扶養するひとり親家庭の親または子（20歳未満）で、次のすべてに当てはまる方

- ① 高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められること。
- ② 過去にこの補助金を受けていないこと。
- ③ 大学入学資格を有していないこと。

## ✓ 補助金額

講座（通信制を含む）の入学料・受講料の最大6割（上限**30万円**）

※高校に在学して単位修得講座を受け、高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は除きます。

## ✓ 申請方法

受講申込前に支援員と面談を行い、就職などに関する将来計画を作成する必要があります。受講を予定されている方はお早めにご相談ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

塩尻市こども未来課（塩尻総合文化センター1階⑦番窓口）

電話 0263-52-7313 メール [angel@city.shiojiri.lg.jp](mailto:angel@city.shiojiri.lg.jp)

ひとり親家庭の支援制度は塩尻市ホームページをご覧ください。

